

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

第5-18号、第6-14号、第10-3号

③施設の情報

名称	偕生慈童苑	種別	児童養護施設	
代表者氏名	坪内 和夫	定員(利用人数)	40(32)名	
所在地	福井県			
電話番号	0779-66-3357	ホームページ	http://zenrinkan.jp/	
【施設の概要】				
開設年月日	昭和21年4月1日			
経営法人・設置主体(法人名等)	社会福祉法人日の出善隣館			
職員数	常勤職員	19名	非常勤職員	8名
専門職員	施設長	1名	心理療法担当職員	1名
	医師又は嘱託医	1名	個別対応職員	1名
	児童指導員	6名	栄養士	1名
	保育士	9名	調理員	3名
	家庭支援専門相談員	1名		
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)		
	(児童居室) 32	相談室、調理室、医務室、静養室、親子訓練室、自立訓練室、幼児室		

④理念・基本方針

基本理念：仏教の教えである 共に生き、共に助け合い、共に喜び合い、共に成長する生活を通して、児童が自立していくための支援を行うことを目的とする。
 養育目標：健全な社会の一員になろう
 生活目標：明るい挨拶をしよう 感謝の気持ちを持とう 自分をふりかえろう
 支援にあたって：子どものSOSや表情・言動・身の回りの変化に気づき対応する 子どもの心に寄り添い、子どもの声に耳を傾けよう 子どもの気持ちを思いやり、信頼関係を築こう

⑤施設の特徴的な取組

施設を小規模グループケア化することにより、できる限り家庭的な生活環境を整えることで、集団的養護から家庭的養護にシフトさせ、手厚い援助支援にする。施設に入所する児童は心に何かしら問題を抱えている。また虐待を受けた児童や発達・知的障害を有した児童の入所もあることから、専門的なケアができる体制を強化して自立のための支援も充実させる。地域支援・家族支援を充実させるために、地域の子育て支援の拠点とした児童家庭支援センターを活用させる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年9月8日(契約日)～平成29年7月5日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	2回(平成25年度)

⑦総評

◇特に評価の高い点
 ○養育・支援の基本方針と組織について
 自己評価勉強会を毎月開催するほか、自己評価第3期改善計画(H27.7～29.3)を策定するなど、養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。また、前回の第三者評価結果を分析した結果やそこから得られた課題を職員間で共有し、自己評価勉強会で改善計画を策定するなどの取組を実施している。
 ○子ども本位の養育・支援について
 子ども同士のけんか等については、当事者を集め、お互いの言い分を十分に聞き、納得するまで話し合いを持っている。年長者が年下の子や障害のある子を手助けしたり、障害を持った子が入所する前に、職員が貼紙作りの絵を使って説明するなど、理解を得られやすい工夫している。
 ○養育・支援の質の確保について
 土日の午前中に施設の本館で職員による勉強会を実施したり、ボランティアによる学習支援など、学力に応じた学習支援が行われている。

◇改善を求められる点
 ○養育・支援の基本方針と組織について
 基本方針には、施設の使命や方向性のほか、児童養護施設運営指針等を踏まえた、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進の観点も反映されることが望まれる。また、中・長期の事業計画が必要に応じて見直され、組織体制や設備整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画とし、併せて中・長期の収支計画を策定することが望まれる。
 ○子ども本位の養育・支援について
 不適切なかかわりの事例を収集し、全職員で防止する体制を整備することが望まれる。また、子供にも事例を示して子供自身が身を守るための必要性を学ぶ機会を持つことが望まれる。さらに、被措置児童等虐待の届出・通告制度が適切に運用されるよう、届出者・通告者に対する不利益行為の厳禁、第三者の意見を聞く体制整備や子どもへの説明等を盛り込んだ対応マニュアルの作成が望まれる。
 ○養育・支援の質の確保について
 心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づいた心理支援プログラムを策定することが望まれる。また、職員に対するスーパービジョンの定例的な実施が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回2回目の第三者評価を受審しました。前回の受審の結果を受けて、施設の管理・運営や子どもの養育・支援について問題点や課題を見つけ、それを解決するために施設内で話し合いを重ね、改善に取り組みました。今回の審査では子どもの養育・支援についてある程度の評価をいただきましたが、施設の管理・運営面ではまだまだ不十分な点があると分かりました。今回の結果を真摯に受け止め、改善すべき点は再度見直し、評価していただいたことは更によくなるように努力していきたいと思っております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	理念や基本方針は、全体職員会議で理事長による講話や演習を年2回行うなど、職員に周知を図っているが保護者等に周知を図っておらず、基本方針は職員の行動規範となるよう具体的な内容となっていない。	
	基本方針には児童養護施設運営指針等を踏まえ、子どもの権利擁護や家庭の養護の推進の視点が盛り込まれ、施設の使命や方向、考え方が反映されることが望まれる。また、理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知を図ることが望まれる。	

Ⅰ-2 経営状況の把握

Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

	評価細目・判断基準	評価結果
2	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	社会福祉事業全体の動向や地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し、定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。しかし、法人・施設が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握・分析は行っておらず、施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に分析されているとは言えない。	
	施設経営をとりまく環境と、養育・支援の内容や、組織体制や設備整備、職員体制、人材育成、財務状況等の課題を把握し、的確に分析することが望まれる。	
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	学習会を定期的に開催するほか、自己評価を行い、改善計画3期プランを作成するなど、経営環境や経営状況の把握・分析に基づき課題を明確にし、具体的な取組を進めている。しかし、経営状況や改善すべき課題について、役員間での共有がなされているとは言えない。	
	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされることが望まれる。	

Ⅰ-3 事業計画の策定

Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

	評価細目・判断基準	評価結果
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	「家庭的養護推進第1期計画」を策定しているが、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっていない。また、必要に応じた見直しが行われておらず、中・長期の収支計画を策定していない。	
	中・長期の事業計画の必要に応じた見直しを行い、組織体制や設備整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画とし、併せて中・長期の収支計画を策定することが望まれる。	
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。しかし、単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定し、事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画で、年度の終了時等に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが望まれる。	

Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
6	Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	職員が意見を出し話し合いながら、事業計画の策定、実施状況の把握などを行っている。しかし、実施状況の把握、評価、見直しの時期・手順などが定められていない。	
	事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みを組織として定め、計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や子ども等の意見を取り込むような手順を定めることが望まれる。	
7	Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
	事業計画を子どもや保護者等に周知していない。	
	事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行うことが望まれる。	

Ⅰ-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

	評価細目・判断基準	評価結果
8	Ⅰ-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
	自己評価勉強会を毎月開催するほか、自己評価第3期改善計画（H27.7～29.3）を策定するなど、養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
9	Ⅰ-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
	前回の第三者評価結果を分析した結果やそれに基づく課題を職員間で共有し、自己評価勉強会を開催するなど改善策や改善計画を策定するなど実施している。	

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

評価細目・判断基準		評価結果
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 施設長は、自らの役割と責任を職員会議や運営会議でレジメを作成し、職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	a
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 施設長は、施設長研修を受講するなど、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、職員への周知は十分ではない。 施設における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知徹底することが望まれる。	b

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

評価細目・判断基準		評価結果
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行い、運営会議や職員会議で受講した研修会等の内容を伝達するなど、養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。 施設長は、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行い、中間まとめを作成しているほか、施設見学及び仕事説明会を企画するなどし、人員配置、職員の働きやすい環境整備等に取り組んでいる。また、自己評価勉強会を開催し、第3期改善計画を策定して取り組むなど、経営の改善や業務の実効性の向上に十分な指導力を発揮している。	a

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

評価細目・判断基準		評価結果
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 全養協「児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針」に準拠し、人材育成中長期計画を作成している。しかし、それに基づいた取組が十分ではない。 人材育成中長期計画に基づいた福祉人材の確保や育成を実施することが望まれる。	b
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。 法人・施設の理念に基づき「期待する職員像」を理事長が年2回全職員に講話している。また、全養協「児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針」に準拠し作成した人材育成中長期計画に基づき、総合的な人事管理を実施しているが十分ではない。 キャリアパス等を明確化するなど総合的な人事管理に関する取組が望まれる。	b

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

評価細目・判断基準		評価結果
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認しているほか、インフルエンザ予防接種を事業所負担で職員全員が行い、半日ドックの健診実施を定めた年齢で実施するなど、職員の健康維持の取組がなされている。しかし、人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組は十分ではない。 施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組や改善する仕組みの構築が望まれる。	b

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

評価細目・判断基準		評価結果
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 全養協「児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針」に準拠し作成した人材育成中長期計画に基づき、総合的な人事管理を実施しているが、職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等の取組を適切に行うことが望まれる。	c
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 全養協「児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針」に準拠し「期待する職員像」を明示し、施設が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示している。しかし、人材育成中長期計画が年度事業計画に十分に反映されていない。また、新任職員の人材育成に取り組み始めているが、教育・研修の実施は十分ではない。 人材育成中長期計画を年度事業計画に反映し、策定された教育・研修計画に基づき、教育・研修を実施し、定期的に計画の評価と見直しを行うことが望まれる。	b
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 外部研修に関する情報提供を適切に行い、参加を勧奨し、職員一人ひとりが教育・研修の場に参加できるよう配慮している。しかし、職員一人ひとりの知識、技術水準の状況等の把握が行われておらず、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施しているとは言えない。 個別の職員の知識、技術水準等を把握し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施して、職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されることが望まれる。	b

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
保育士資格取得のための実習生を毎年受入れている。しかし、専門職種の特性に配慮したプログラムの用意や社会福祉士の実習受入れのための指導者に対する研修等、体制整備が十分ではない。		
実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化し、専門職種の特性に配慮したプログラムを用意し、指導者に対する研修を受講させるなど、実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備することが望まれる。		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
ホームページ等の活用により、法人・施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、予算、決算情報が適切に公開されている。また、第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容に基づく改善・対応の状況について公表している。しかし、事業計画、事業報告は公開されていない。		
運営の透明性を確保するための取組として、事業計画、事業報告を公開することが望まれる。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
公認会計士による監査を毎月行い、財務に関するチェックを行っており、指導や指摘事項に基づいて経営改善を実施している。しかし、施設における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が職員等に周知されていない。		
施設における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任を職員等に周知することが望まれる。		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

評価細目・判断基準		評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
町内会に加入し公民館清掃奉仕に参加しているほか、学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っており、来苑記帳綴りに記入してもらっている。しかし、地域との関わり方について基本的な考え方を文書化しておらず、地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制は整っていない。		
地域との関わり方について基本的な考え方を文書化し、地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制を整えることが望まれる。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化し、マニュアルを整備している。また、小学校運動会、スキー教室の各ボランティアや幼稚園PTA役員を担い、学校教育への協力を行っている。しかし、地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化していない。		
地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化することが望まれる。		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

評価細目・判断基準		評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
当該各行政の要保護児童対策地域協議会、児童虐待防止やいじめ防止対策会議等に参加するなど、地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。しかし、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成しておらず、職員間で情報の共有化が図られていない。		
当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成し、職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化を図ることが望まれる。		

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

評価細目・判断基準		評価結果
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a
施設のホールを活用し民生委員や地域住民との交流を図ったり、児童家庭支援センターは年間計画案内チラシを市内へ配布して研修会等への参加を呼び掛けたりしている。また、地域の子育て交流広場に参加し子育てに関する相談への対応を行っている。さらに、地元の町内会と「災害時における相互互助の覚書」を結び、自主防災会の役割分担を担っている。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
子育てセミナー開催を通じるほか、当該行政のいじめ防止対策会議に出席するなど地域の福祉ニーズ把握に努めている。しかし、把握した福祉ニーズに基づいて、法で定められた社会福祉事業に留まらない地域貢献に関わる事業・活動は実施していない。		
把握した福祉ニーズに基づいて、法で定められた社会福祉事業に留まらない地域貢献に関わる事業・活動を計画等で具体的に明示し、実施することが望まれる。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 子どもを尊重した養育・支援について理念・基本方針に明示されており、職員は理解している。また、倫理綱領に沿って養育・支援を実践しているが、子どもの基本的人権等について継続した勉強会や研修は行われていない。 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修等を計画的継続的に行われることが望まれる。	b
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。 福井県被措置児童等虐待防止ガイドラインマニュアルを用いて、プライバシーの保護や虐待防止に関する園内研修を行うことで、職員への周知徹底を行っている。子どもや保護者には、入所時にプライバシー保護や権利擁護に関する取組について説明している。	a

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

	評価細目・判断基準	評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。 入所前にホームページ及び施設のパンフレット等を利用して、児童相談所で子ども・保護者等に説明をしており、入所前の見学等も積極的に行っている。	a
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。 入所にあたり、説明と同意は子ども・保護者等に対してわかりやすく説明を行っているが、同意についての文書が作成されていない。また、意思疎通が困難と思われる子どもや保護者等への配慮についてルール化したものはない。 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を書面で得ることが望まれる。また、意思疎通困難な子どもや保護者等について同意を得るときの配慮などについて、明文化されたい。	b
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。 措置変更時の引継ぎに文書を作成しているが、退所時は保護者等に、口頭で引継ぎを行うに留まっている。 退所後に子どもや保護者等が相談できる体制について、方法や担当者等の説明を行い、その内容を記載した文書を作成されたい。	b

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

	評価細目・判断基準	評価結果
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 子どもの満足に関する調査はユニットごとに学期ごとに行われており、ユニット内で子どもたちと検討している。ユニット内で対応できない場合は、苑内で子どもたちと検討し、対応している。	a

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見を述べやすい体制が確保されている。

	評価細目・判断基準	評価結果
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 苦情受付の設置場所を設けている。子どもは苦情受付箱について説明を受け、いつでも投書できることを理解している。保護者からの苦情については、苦情処理手順に従い、児童相談所等と協議し対応している。しかしながら、苦情に関する公表はルール化されておらず、実際に公表していない。 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮し、公表するためのルールを検討されたい。	b
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。 「子ども権利ノート」や「お話しませんか？」の資料を子ども全員に配付し、職員は子どもにわかりやすく説明している。ユニットのフロアにも「子ども権利ノート」が置いてあり、子どもは十分に理解している。	a
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 子どもからの相談について日々パソコン上に記録し、職員は随時見ることができ、共有している。また、ユニットごとに連絡帳があり、相談や意見も記入するようになっている。子どもとの話は、子どもの部屋を利用したり、事務室を使用したりして、プライバシーを尊重し対応している。相談対応マニュアルは整備されていない。 苦情処理とは別に相談対応マニュアルを整備し、質の向上に向けた継続的な研修が望まれる。	b

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。

	評価細目・判断基準	評価結果
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 危機管理マニュアルは整備され、職員に周知している。しかしながら、リスクマネジメントについての責任者は明確化されておらず、体制としては不十分な面がある。また、子どもの安全を脅かす事例についての収集がなされておらず、災害以外に子どもの安心と安全を脅かす事故に対し、取組が行われていない。 リスクマネジメントに関する責任者を明確化し、体制整備に向けた取組が求められる。また、子どもの安心と安全を脅かす事例を収集するなど、発生要因や再発防止策の検討に取組まれたい。	b
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 危機管理マニュアルに感染症対策に関する項目があり、インフルエンザやノロウイルス等の感染症に対して適切に対応している。ノロウイルスが発生した時は、子どもが理解しやすいように絵で説明するなどし、2か所あるトイレを1か所専用トイレにするなど子どもにわかりやすく説明している。しかしながら、危機管理マニュアルの定期的な見直しや、感染症に対しての継続的な研修・勉強会は行われていない。 感染症予防について継続的な研修の実施とマニュアルの定期的な見直しが望まれる。	b
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 防災マニュアルが整備され、毎月避難訓練が行われている。行政に加え、地域自治会との協力体制も整備されている。なお、備蓄リストも作成している。	a

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

評価細目・判断基準		評価結果
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a
	全国児童養護施設協議会の倫理綱領や運営ハンドブックに基づき、養育・支援の標準的な実施方法が作成されている。職員への周知は、運営会議において説明を行っており、職員は理解している。標準的な実施が行われているかの確認方法は、自己評価チェック表に記載することで確認できる仕組みとなっている。	
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
	検証・見直しについては学期ごとに行っている。その際は子どもの意見を反映させるようにしているが、自立支援計画の内容には反映されていない。	
	検証・見直し時に、自立支援計画の内容を必要に応じて反映されることが望まれる。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。

評価細目・判断基準		評価結果
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	b
	アセスメントに基づく自立支援計画策定は、責任者であるユニット長が行っている。計画には個々のニーズに沿った支援計画が盛り込まれている。支援困難なケースについては、児童相談所や学校を交え検討している。しかしながら、計画を策定する上で、部門横断した職種による合議がなく、子どもの意向把握と同意を含んだ手順も定めていない。	
	自立支援計画策定にあたって、さまざまな職種の関係職員も交えながら、子どもの意向と同意を取ることを含んだ手順（マニュアル）を作成することが望まれる。	
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	c
	自立支援計画の見直しは学期ごとに行っているが、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等組織的な仕組みを定めていない。	
	自立支援計画の見直しについての手順（マニュアル）の整備が望まれる。	

Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。

評価細目・判断基準		評価結果
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの閲覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。書式はあるものの、記録の作成についての書き方や情報の分類の統一した仕組みが整っていない。	
	記録にあたり、書き方や情報の分類の仕方について統一した仕組みを整える取組が望まれる。	
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	個人情報に関する基本方針が策定されており、職員に周知している。個人情報や記録は事務所で管理しているが、責任者が明確でなく職員への研修等も実施されていない。また、個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明がなされていない。	
	個人情報の管理責任者を明確にし、職員への研修を実施することが望まれる。また、個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に文書にて説明することも検討されたい。	

Ⅳ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅳ-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

評価細目・判断基準		評価結果
46	Ⅳ-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
	自己評価表に取組み、ケース会議やユニット会議において子どもの様子を検討しているほか、中核職員によるスーパービジョンが受けられる環境が整っている。子どもの成長に応じた対応を心掛け、常に子どもの最善の利益を考慮し真摯に向き合っている。	
47	Ⅳ-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
	子どもの発達状況や親とのかかわりの状況を見極めながら、施設が知り得た情報を丁寧に子どもに説明している。子どもに説明した内容は、連絡帳やパソコン内の記録で職員間で共有している。	

Ⅳ-1-(2) 権利についての説明

評価細目・判断基準		評価結果
48	Ⅳ-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
	子どもの権利については入所時に子ども権利ノートを使い説明している。しかし、入所してからは、ユニットにおいて職員が子ども権利ノートについて個々に話し合う程度である。	
	施設に入所してからも、子ども権利ノートについて子どもの理解を深めるよう定期的に話をしたり、権利について勉強する機会を設けることを検討されたい。	

Ⅳ-1-(3) 他者の尊重

評価細目・判断基準		評価結果
49	Ⅳ-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
	各ユニットにおいて食事時間や自由時間を利用し、子どもとの触れ合う時間を作っている。子ども同士のけんか等については、当事者を集め、お互いの言い分を十分に聞き、納得するまで話し合いを持っている。ユニット内は縦割りで、年長者が年下の子や障害のある子を手助けしたり、障害を持った子が入所する前に、職員が張り紙を作り絵で説明するなど、理解を得られるよう工夫している。	

Ⅳ-1-(4) 被措置児童等虐待対応

評価細目・判断基準		評価結果
50	Ⅳ-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	b
	就業規則に体罰の禁止は明記されているが、処分等を行うにあたっての規定はない。また、福井県被措置児童等虐待防止ガイドラインマニュアルはあるが、自施設で発生した恐れのある事案について収集を行うには至っていない。なお、体罰があった場合、第三者委員会が調査出来る体制は整備されている。	
	体罰の禁止の徹底に向け、自施設で発生した恐れのある具体的な事例を収集し、職員により体罰が行われた場合の処分について、明確な基準を作成されたい。	
51	Ⅳ-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	c
	不適切なかかわりがあった場合を想定して、苑長が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みはつくられていない。	
	不適切なかかわりがあった場合の事実確認方法や処分方法、発見時の報告等の仕組みづくりが求められる。また、事例を収集し、不適切なかかわりの防止の徹底に向け会議等で取り上げるなど、全職員で防止する体制を整備することが望まれる。さらに子どもにも事例を示して子ども自身が身を守ることの必要性も教えることが必要である。	
52	Ⅳ-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c
	被措置児童等虐待の届出・通告制度について職員は理解しているが、対応マニュアルは整備されていない。	
	被措置児童等虐待の届出・通告制度について、届出者・通告者に対し不利益にならないように、また、第三者の意見を聞く体制や子どもへの説明資料等、対応マニュアルの作成が望まれる。	

Ⅳ-1-(5) 思想や信教の自由の保障

評価細目・判断基準		評価結果
53	Ⅳ-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
	仏教(浄土真宗)を基本理念として施設が設立された経緯はあるも、毎日のお勤めがあるわけでもなく自由である。子どもや保護者はホールに仏壇があることは理解している。	

Ⅳ-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮

評価細目・判断基準		評価結果
54	Ⅳ-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受け止め、不安の解消を図っている。	a
	児童受入れマニュアルが策定されており、入所までに子ども及び保護者に対して施設での生活について詳しく説明を行っている。入所前に職員は子どもが持っている心の傷について原因を共有し、これからの新しい生活に向けた取組を行っている。	
55	Ⅳ-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
	子どもたちの日常生活におけるルールについては、ユニットごとに年1回話し合い、いかに快適に生活できるか子どもと相談し、小中高校生それぞれに対して可能な限り実行している。	

Ⅳ-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

評価細目・判断基準		評価結果
56	Ⅳ-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
	自立支援計画は子どもと一緒に考え、子どもの意見を尊重した計画となっている。パソコンは各ユニットに置かれ、ルールも決められている。また、テレビ、新聞、雑誌等を置いている。苑内の行事や地域の行事の参加は自由であり、個人の選択を尊重している。	
57	Ⅳ-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
	個々にお小遣い帳があり、買い物をした時は必ずレシートを持って帰り、お小遣い帳に記載することとなっている。自立を控えた子どもに対して「一人暮らしハンドブック」を持たせ、一人暮らしに対する教育訓練を行っている。	

Ⅳ-1-(8) 継続性とアフターケア

評価細目・判断基準		評価結果
58	Ⅳ-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
	措置変更については、児童相談所と合同での会議を中心とし協議が行われ、家庭引き取りや家庭復帰後の支援にあたっては保護者や子どもの状況に応じて、適宜、児童相談所や市役所と連携して行っている。また、措置変更後も、関係性の深かった職員とのつながりを重視し、継続性に配慮した対応を行っている。家庭復帰後の子どもや保護者の状況は、児童記録として整備している。	
59	Ⅳ-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
	定時制高校に通うケースや就学への意思がある場合は、措置延長・継続で対応しており、児童記録に記録している。また、アルバイトや就労に関する情報提供や相談などに応じ、退所後の生活に道筋がつけられるよう自立に向けた支援を行っている。	
60	Ⅳ-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリーピングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
	退所後も相談できる窓口や担当者がおり、「巣立ちのための60のヒント」の冊子を利用してリーピングケアの支援を行っている。また、退所後も子どもの状況について児童記録に記録して整備している。また、年1回行われる慈童苑祭には退所者にも案内状を送付し、退所者が集まれる機会となっている。	

Ⅳ-2 養育・支援の質の確保

Ⅳ-2-(1) 養育・支援の基本

	評価細目・判断基準	評価結果
61	Ⅳ-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。 個別の児童記録に子どもの生育歴や支援の経緯、子どもの言動に対する職員への対応も具体的に記録されており、子どもの立場に立った対応が見られる。また、通院記録やカウンセリング記録により心理的な理解、把握もされている。さらに年1回苑長アンケートを実施し、出された問題や要望等について回答している。	a
62	Ⅳ-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。 デイリープログラムは平日用と土日用、夏休み用で区別され、それぞれに合わせた幅のある時間設定がされており、自由時間も十分確保されている。また、ガラス張りの職員室前にはリビングとリビングを通した幼児用居室があり、双方から目が届く配置になっていることから、夜目覚めたときにも、大人の存在を感じられ安心感がある。	a
63	Ⅳ-2-(1)-③ 子どもを力を見て見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。 明番(6:00~12:00)、早番(6:30~15:00)、日勤(9:00~18:00)、遅番(12:00~21:30)、宿直(15:00~23:00)の5勤体制となっており、朝・夕の忙しい時間帯にも職員が子どもを十分に把握、援助できるように職員配置が配慮されている。また、小舎制であるため、職員と子どもの距離が近く、子どもの状況を把握しやすい環境になっており、見守ったり、声かけ等働きかけたり適切に行っている。	a
64	Ⅳ-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。 幼児から高校生を対象とした図書(絵本、図鑑など)、玩具・遊具を備えた幼児室、ホールを整備している。また、児童用のパソコンもあり、順番で利用されている。しかし、学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を収集、把握しておらず、未就学幼児の保育プログラムも作成されていない。 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を収集、把握するとともに、未就学幼児の保育プログラムの作成が望まれる。	b
65	Ⅳ-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。 「生活のきまり」を入所時に配付して施設・社会生活の規範等、守るべきルールを理解できるように説明している。また、地域社会の施設や行事にも積極的に参加して社会的ルールを習得する機会を設けている。日常ではデイリープログラムに沿って基本的な生活習慣が確立できるように支援している。	a

Ⅳ-2-(2) 食生活

	評価細目・判断基準	評価結果
66	Ⅳ-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。 食事の時間は適切でデイリープログラムに沿って実施されている。中学生や高校生の部活動やアルバイトにも配慮し、帰宅時間に合わせて食事ができる。また、食器は家庭と同じように陶器のものが使われており、テーブルクロスも清潔で明るく、楽しい食事の雰囲気が出るように工夫されている。	a
67	Ⅳ-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。 嗜好調査を行うとともに、いつでも希望メニューが記入できるように献立表の下に記入欄を設けている。さらに誕生日には希望メニューをリクエストでき、献立に反映されている。また、残食や量の状況については検食簿に記録している。アレルギーについてはそばアレルギーの子どもが1名在籍しているのみであるため、そばのメニューの時にはうどん等を提供している。	a
68	Ⅳ-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。 献立表が常に掲示しており、年越しそばや恵方巻き等の季節食や伝統行事食も盛り込まれている。また、ユニットごとにおやつをつくるのが年5回程度あり、その際には買い物から調理まで体験することができるため、材料選びや調理技術、食後の後片付け等が習得できる機会になっている。また、外食の機会もあり、食事のマナーを学ぶ機会となっている。さらに苑全体でも餅つきやひな祭りの行事を行っている。	a

Ⅳ-2-(3) 衣生活

	評価細目・判断基準	評価結果
69	Ⅳ-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。 洗濯は毎日行っており、衣類は個室のダンスや衣装ケースに季節ごとに収納されているため、常に清潔な衣類を季節や好みに合わせて着用できるように配慮している。また、ユニットごとに買い物に出かけることがあり、自分の好みの衣服を購入できる機会になっている。	a

Ⅳ-2-(4) 住生活

	評価細目・判断基準	評価結果
70	Ⅳ-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。 ユニットごとに毎日掃除が行われており、さらに毎週土曜日には子どもと一緒に掃除をする機会を設けて、居室の整理整頓、掃除の習慣が身につくよう配慮している。トイレは全て洋式で使いやすく、きれいに掃除されている。また、居室やリビング等全て冷暖房設備を整備している。	a
71	Ⅳ-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。 1ユニット8名定員による小舎制をとっており、4ユニットで構成されている。居室は全て個室となっており、幼児等低年齢児の居室は職員室の前にあり、目が届くように職員室はガラス張りとなっている。また、リビングにはテレビやビデオ等が置かれ、職員室からも目が届くように配置されている。	a

IV-2-(5) 健康と安全

評価細目・判断基準		評価結果
72	IV-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。 児童記録の他に排便表、検食表、月経メモにより子どもの健康状態について記録している。毎日入浴があり、夏場や部活動等の場合には入浴時間に限らずシャワー等入浴できる配慮がされている。また、交通安全については、「交通安全5つの約束」を夏休みのラジオ体操時に毎回読んでいる。	a
73	IV-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。 年に1回学校で行われる健康診断や身体測定を基に、個人票を作成して健康管理に努めている。また、発達障害のある子どもに対しては、病院等に定期的に通院して日頃から観察、対応している。さらに、併設している児童家庭支援センターによる定期的なカウンセリングや連絡会等で連携している。服薬が必要な子どもに対して、その必要性等について説明はされているが、服薬のチェックは行われていない。 服薬をしている子どもに対しては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行うことが望まれる。	b

IV-2-(6) 性に関する教育

評価細目・判断基準		評価結果
74	IV-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。 職員については、性教育研修会に参加して報告書にまとめたり、職員会議でその報告会が行われたりしている。子どもに対しては必要に応じて性教育の本や絵本を読ませたり、性の話をしたりしているが、年齢や発達段階に応じたカリキュラムは用意していない。 性についての正しい知識や関心が持てるよう、年齢や発達段階に応じたカリキュラムを用意することが望まれる。また、必要に応じて外部講師を招くなどして、性教育の在り方について学習会などを職員や子どもに対して実施することが望まれる。	b

IV-2-(7) 自己領域の確保

評価細目・判断基準		評価結果
75	IV-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。 コップ、タオル、箸、歯ブラシ、歯磨き粉など日用品や衣服等、日常的に使用するものについては、子どもの好みによる個人所有としている。子どもの所有物については、できる限り記名をせず、幼児や特別な配慮が必要な子どもについては、目印（シール等）などを活用し、自身の所有物が分かる工夫をしている。また、個室の居室にはタンスを整備している。	a
76	IV-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。 幼児は職員が中心となり、小学3年生までは職員と一緒に、小学4年生以上は子ども自身がアルバムを整理している。また、アルバムは希望すればいつでも見ることができるようにしてあり、子どもと一緒にアルバムを見ながらその子の生い立ちを振り返ることができる時間を取るよう努めている。そして退所時には子ども自身に手渡している。	a

IV-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

評価細目・判断基準		評価結果
77	IV-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。 暴力対応マニュアル、暴力発見時実践対応マニュアル（職員に対する子どもの暴力）が整備され、子どもの暴力・問題行動に対応する体制が取られている。また、「施設内の暴力・虐待をなくすために」の研修を受講し、報告書にまとめるとともにユニット会議等で報告が行われている。	a
78	IV-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。 子どもに対しては、「子ども権利ノート」を全員に配付して入所時に話をしている。職員に対しては、暴力発見時実践対応マニュアル、危機対応マニュアルを整備するとともに、研修会に参加して報告会を実施するなどの取組をしている。ユニットメンバーの構成については、兄弟や年齢、背景等の子どもの状況を配慮して決められている。	a
79	IV-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。 危機管理マニュアルの中に不審者侵入時の対応があり、強引な保護者に対しても本マニュアルで対応している。本マニュアルは職員がいつでも確認できるように、各ユニットに常設している。また、幼稚園等に子どもを迎えに行く場合は必ず職員証をつけている。	a

IV-2-(9) 心理的ケア

評価細目・判断基準		評価結果
80	IV-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。 臨床心理士を配置しており、プレイルームや相談室を利用して子どもの状況に応じて、土・日を中心に知能検査、箱庭制作などを行い、継続的なカウンセリングを行っている。また、心理支援研修会に参加し、報告会も実施している。しかしながら、自立支援計画に基づいた心理支援プログラムを策定するには至っていない。 心理的な支援を必要とする子どもについては、自立支援計画に基づいた心理支援プログラムを策定することが望まれる。	b

IV-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等

評価細目・判断基準		評価結果
81	IV-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。 個別の居室には机を配置し、静かに落ち着いて勉強できる環境づくりがなされている。また、土日の午前中に施設の本館で職員による勉強会を実施していたり、学習ボランティアによる学習支援が行われていたり、学力に応じた学習支援が行われている。	a

82	IV-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	進路については、学校や児童相談所とも相談しながら、自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を取り寄せて、子どもと十分に話し合っている。その際には奨学金や経済的な援助の仕組みについての情報も提供している。なお、中卒児、高校中退児はこれまで実績がない。	
83	IV-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
	アルバイトを積極的に奨励しており、実際高校生はほとんどがアルバイトをしている。そしてその給与のほとんどが貯金されており、金銭管理や生活スキルなど、子どもの自立支援に向けた取組が行われている。しかし、職場体験の効果を高めるために実習先やアルバイト先との連携は行われておらず、実習先やアルバイト先の開拓も積極的に行うには至っていない。	
	実習先や体験先の開拓を積極的に行うとともに、職場体験の効果を高めるために、協力事業主等と連携していくことが望まれる。	

IV-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり

評価細目・判断基準		評価結果
84	IV-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	入所時にはパンフレット等の資料を配付し、家族や子どもに対して丁寧に説明を行っている。また、毎月の「学年だより」や年3回の「苑だより」を保護者に送付し、子どもや苑の様子を伝えるとともに、慈童苑祭や学校行事にも参加を促している。また、外出や外泊の際には観察記録で様子がわかるようにしている。	

IV-2-(12) 親子関係の再構築支援

評価細目・判断基準		評価結果
85	IV-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
	毎月、児童相談所と合同でのケース会議を実施し、連携しながら家族支援の取組を行っている。また、年に1~2回程度、親子訓練室を利用した親子関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	

IV-2-(13) スーパービジョン体制

評価細目・判断基準		評価結果
86	IV-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
	研修を受けた基幹的職員が配置され、いつでも相談できる体制を確立している。また、職員が一人で問題を抱え込まないよう、職員から悩み相談があった場合にはユニット会議等で話し合いを行っている。しかし、職員に対するスーパービジョンは定例的に行われていない。	
	職員に対するスーパービジョンの定例的な実施が望まれる。	